

熊本市公報

第 1476 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
熊本市総務局行政管理部総務課
発行日 毎 月 末 日

目 次

条 例

○熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例（第 37 号）	1122
○熊本市一般職の職員の給与に関する条例及び熊本市業務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（第 38 号）	1123
○熊本市火災予防条例の一部を改正する条例（第 39 号）	1124
○熊本市自治基本条例の一部を改正する条例（第 40 号）	1127
○犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例の一部を改正する条例（第 41 号）	1128
○熊本市犯罪被害者等支援条例（第 42 号）	1132
○熊本市記念館条例の一部を改正する条例（第 43 号）	1136
○熊本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第 44 号）	1137
○熊本市病院及び診療所の人員及び施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第 45 号）	1138
○熊本市老朽家屋等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例（第 46 号）	1139

規 則

○犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例施行規則及び熊本市繁華街等安全安心パトロー ル指導員の設置に関する規則の一部を改正する規則（第 57 号）	1140
○熊本市会計年度任用業務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（第 58 号）	1143
○熊本市業務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（第 59 号）	1144

条 例

条 例 第 3 7 号

令和 5 年 9 月 2 7 日

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例

熊本市附属機関設置条例（平成 1 9 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の表 5 5 の項中「第 7 条第 1 項」を「第 8 条第 1 項」に改め、同表に次のように加える。

9 2	熊本市文化芸術推進基本計画策定委員会	熊本市文化芸術推進基本計画を策定するため、必要な事項を審議する。
9 3	熊本市宿泊税検討委員会	本市における宿泊税の導入に関する事項を審議する。
9 4	熊本市盛土対策検討委員会	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 3 6 年法律第 1 9 1 号）の規定に基づく規制区域の指定その他盛土等に係る対策の在り方について、必要な事項を審議する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表 1 の表 5 5 の項の改正規定は、公布の日又は空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 5 0 号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

条 例 第 38 号

令和 5 年 9 月 27 日

熊本市一般職の職員の給与に関する条例及び熊本市業務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市一般職の職員の給与に関する条例及び熊本市業務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

(熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 5 条第 1 項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第 31 条の 4 の見出しを「(特定新型インフルエンザ等対策派遣手当)」に改め、同条中「第 44 条に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置」を「第 26 条の 8 に規定する特定新型インフルエンザ等対策」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

(熊本市業務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 熊本市業務職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成 19 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律(令和 5 年法律第 14 号)の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

条 例 第 39 号

令和 5 年 9 月 27 日

熊本市火災予防条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市火災予防条例の一部を改正する条例

熊本市火災予防条例（昭和 37 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項第 3 号の 2 中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第 11 条の 2 第 1 項第 4 号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。

第 13 条第 1 項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が 10 キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が 10 キロワット時を超え 20 キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和 5 年消防庁告示第 7 号）第 2 に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第 13 条第 3 項を次のように改める。

- 3 第 1 項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第 3 に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から 3 メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第 13 条第 4 項中「第 2 項並びに本条第 1 項」を「第 11 条の 2 第 1 項第 4 号」に改める。

第 44 条第 13 号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が 20 キロワット時以下

のものを除く。) 」を加える。

別表第 3 中

「

			据置型レン ジ	21kW 以下	80	0	—	0
--	--	--	------------	---------	----	---	---	---

」

を

「

			据置型レン ジ	21kW 以下	80	0	—	0
固体 燃料	不 燃 以 外	木炭を 燃料と するも の	炭火焼き器	—	100	50	50	50
	不 燃	木炭を 燃料と するも の	炭火焼き器	—	80	30	—	30

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の熊本市火災予防条例(以下「新条例」という。) 第 13 条第 1 項に規定する蓄電池設備(附則第 4 項に掲げるものを除く。)(以下この項において「燃料電池発電設備等」という。)又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第 11 条第 1 項第 3 号の 2 (新

条例第 8 条の 3 第 1 項及び第 3 項、第 11 条第 3 項、第 12 条第 2 項及び第 3 項並びに第 13 条第 2 項及び第 4 項において準用する場合を含む。)の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第 13 条第 1 項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、同条第 1 項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 新条例第 13 条第 1 項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して 2 年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、同条の規定は、適用しない。

条 例 第 4 0 号

令和 5 年 9 月 2 7 日

熊本市自治基本条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市自治基本条例の一部を改正する条例

熊本市自治基本条例（平成 2 1 年条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 7 条第 2 項中「男女」を「地域社会を構成する多様な市民」に改める。

第 3 2 条第 1 項中「より、」の次に「防災、福祉、環境等の」を加え、同条第 2 項中「自覚し」を「自覚するとともに、多様な文化的背景を踏まえつつ」に改める。

第 3 6 条の 2 第 1 項中「災害等の発生に備える」を「一人ひとりが災害等の発生に備え、物資等の備蓄や近隣の者との協力関係の構築に努める」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

条 例 第 4 1 号

令和 5 年 9 月 2 7 日

犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例の一部を改正する条例

犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例（平成 1 8 年条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「人々」を「者」に、「に努め」を「及び再犯の防止等を図る」に、「の実現を図る」を「を実現する」に改める。

第 2 条及び第 3 条を次のように改める。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 本市の区域内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (2) 事業者等 本市の区域内で事業を営む者又は活動するもの（第 4 条第 3 項第 2 号に規定する団体を含む。）をいう。
- (3) 安全安心まちづくり 市民及び観光客等の本市を訪れる者が犯罪に遭うことなく安全に安心して過ごし、及び滞在することができるまち熊本市をつくることをいう。
- (4) 協働 同じ目的のために、それぞれが対等な立場に立ち、役割と責任を担い、協力することをいう。
- (5) 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。
- (6) 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行

をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。)をいう。

(7) 学校等 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に規定する学校及び専修学校、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に規定する児童福祉施設その他規則で定めるものをいう。

(8) 児童生徒等 学校等に通園し、又は通学する幼児、児童、生徒及び学生をいう。

(9) 学校等設置管理者 学校等を設置し、又は管理する者をいう。

(基本理念)

第 3 条 市、市民及び事業者等は、それぞれの立場で安全安心まちづくりに関する活動を積極的に推進するものとする。

2 安全安心まちづくりは、市、市民及び事業者等の多様な主体の協働により取り組むものとする。

3 安全安心まちづくりは、犯罪をした者等が社会において孤立することのないよう配慮して行うものとする。

第 4 条第 1 項第 1 号中「事業者の」を「事業者等に対して行う犯罪の防止及び再犯の防止等に関する」に改め、同項第 2 号中「市民及び事業者」を「犯罪の防止及び再犯の防止等に関し市民又は事業者等」に改め、同項第 3 号中「事業者」を「事業者等」に改め、同条第 2 項中「前項の」を「前 2 項に規定する」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 市は、この条例の目的をより効果的に達成するため、特に市民の身近な場所及び繁華街等において、犯罪及びこれを誘発させる行為の防止並びに再犯の防止等に関する施策を重点的に実施するものとする。

第 5 条第 2 号中「施錠等の安全対策を励行する等」を「防犯意識を持ち」に改め、同条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 地域における安全安心まちづくりに関する活動に取り組むこと。

第 6 条(見出しを含む。)中「事業者」を「事業者等」に改め、同条第 1 号中「事業所内及び」を「事業を営む者にあつては、事業所内又は」に改め、同条中第 2 号を第 4 号とし、第 1 号の次に次の 2 号を加える。

(2) 地域における安全安心まちづくりに関する活動に取り組むこと。

(3) 安全安心まちづくりに関する自主的な活動を行う団体にあつては、同様の活動

を行う他の団体との連携を図ること。

第 7 条を削り、第 8 条を第 7 条とする。

第 9 条中「規則で定めるところにより、安全安心まちづくりに関し」を「学校等及び警察その他関係機関との連携を図りつつ、犯罪の防止及び再犯の防止等に関する」に改め、同条を第 8 条とする。

第 10 条中「事業者」を「事業者等」に、「を推進するための」を「に関する」に改め、同条を第 9 条とする。

第 11 条を削る。

第 12 条第 1 項中「配慮する」を「努める」に改め、「よう努める」を削り、同条第 2 項中「団体、住民及び事業者」を「市民及び事業者等」に、「及び広場」を「、広場」に改め、同条を第 10 条とする。

第 13 条中「団体、住民及び事業者」を「市民及び事業者等」に改め、同条を第 11 条とする。

第 14 条を第 12 条とする。

第 15 条第 1 項中「事業者等」の次に「及び警察」を加え、同条第 2 項中「、事業者等」を「又は事業者等」に改め、同条を第 13 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(施設等の整備等に関する助言等)

第 14 条 市は、犯罪の防止に配慮した施設等の整備及び管理に関し、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うよう努めるものとする。

第 16 条から第 18 条までを削る。

第 19 条の見出し中「熊本市安全安心まちづくり推進協議会」を「熊本市犯罪のない安全安心まちづくり推進協議会」に改め、同条第 1 項中「事業者」を「事業者等」に、「熊本市安全安心まちづくり推進協議会」を「熊本市犯罪のない安全安心まちづくり推進協議会」に改め、同条を第 15 条とする。

第 20 条を第 16 条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

（熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

別表中「安全安心まちづくり推進協議会委員」を「犯罪のない安全安心まちづくり推進協議会委員」に改める。

条 例 第 42 号

令和 5 年 9 月 27 日

熊本市犯罪被害者等支援条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定め、当該支援のための施策を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、もって市民が安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 市民 本市の区域内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (4) 事業者 本市の区域内で犯罪被害者等を雇用する者その他の事業を営む者をいう。
- (5) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。
- (6) 関係機関等 国、県、警察、民間支援団体その他犯罪被害者等の支援に関係する団体をいう。
- (7) 二次被害 犯罪等による直接的な被害以外の犯罪被害者等が受ける経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害その他の被害をいう。
- (8) 再被害 犯罪被害者等が再び当該犯罪等の加害者から受ける犯罪等による被害をいう。

(基本理念)

第 3 条 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、かつ、犯罪被害者等が社会から孤立することのないよう配慮して行われなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるように行われなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施するものとする。

(市民及び事業者の責務)

第 5 条 市民及び事業者は、二次被害が生ずること及び犯罪被害者等が地域社会から孤立することのないよう、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深めるとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等である従業員が必要な休暇を取得しやすい環境の整備その他の犯罪被害者等の勤務環境についての十分な配慮をするとともに、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(連携協力)

第 6 条 市は、犯罪被害者等の支援のための施策が円滑に実施されるよう、関係機関等との緊密な連携協力を図るものとする。

(犯罪被害者等の支援に関する計画)

第 7 条 市は、犯罪被害者等の支援のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例（平成 18 年条例第 38 号）第 7 条に規定する計画において、犯罪被害者等の支援のための施策に関する事項を定めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第 8 条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

2 市は、前項の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(経済的負担の軽減)

第 9 条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、必要な支援を行うものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第 10 条 市は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第 11 条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、必要な支援を行うものとする。

(個人情報の取扱いについての配慮)

第 12 条 市、市民、事業者及び関係機関等は、二次被害及び再被害を防止し、犯罪被害者等の安全を確保するため、犯罪被害者等に係る個人情報の取扱いについて特に配慮しなければならない。

(未成年者への配慮)

第 13 条 市は、犯罪被害者等が未成年者である場合における支援にあつては、その年齢及び発達の程度に応じて十分に配慮しなければならない。

(市民及び事業者の理解の増進)

第 14 条 市は、二次被害又は再被害が生ずること及び犯罪被害者等が地域社会から孤立することのないよう、関係機関等と連携し、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性について市民及び事業者の理解を深めるために必要な広報活動、啓発活動その他の活動を行うものとする。

(民間支援団体の活動の促進)

第 15 条 市は、民間支援団体の活動の促進を図るため、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に係る情報の提供その他必要な施策を行うものとする。

(意見の反映)

第 16 条 市は、犯罪被害者等の意見を把握し、これを犯罪被害者等の支援のための施策に反映させるよう努めるものとする。

(協議会への諮問)

第 17 条 市長は、第 7 条に規定する計画に犯罪被害者等の支援のための施策に関する事項を定める場合その他必要があると認める場合には、犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例第 15 条に規定する熊本市犯罪のない安全安心まちづくり推進協議会に諮問することができる。

(委任)

第 18 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例 第 4 3 号

令和 5 年 9 月 2 7 日

熊本市記念館条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市記念館条例の一部を改正する条例

熊本市記念館条例（平成 5 年条例第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「を収集及び保存し、」を「の収集、保存及び活用を図り、これを」に改める。

第 2 条の表に次のように加える。

熊本藩川尻米蔵	熊本市南区川尻 3 丁目 3 番 3 0 号
---------	------------------------

附 則

この条例は、令和 5 年 1 0 月 2 1 日から施行する。ただし、第 1 条の改正規定は、公布の日から施行する。

条 例 第 4 4 号

令和 5 年 9 月 2 7 日

熊本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

熊本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 6 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「放課後児童健全育成事業所に置かれた日から 1 2 月」を「その者の研修計画が定められた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から 2 年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例 第 4 5 号

令和 5 年 9 月 2 7 日

熊本市病院及び診療所の人員及び施設に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市病院及び診療所の人員及び施設に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例

熊本市病院及び診療所の人員及び施設に関する基準を定める条例（平成 2 7 年条例
第 6 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 4 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

条 例 第 4 6 号

令和 5 年 9 月 2 7 日

熊本市老朽家屋等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市老朽家屋等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

熊本市老朽家屋等の適正管理に関する条例（平成 2 5 年条例第 8 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「、占有者」を「又は占有者」に、「空家外家屋を」を「これを」に改める。

第 1 1 条第 1 項中「第 1 4 条第 1 項」を「第 2 2 条第 1 項」に改め、同条第 2 項中「第 3 条」を「第 5 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 5 0 号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

規 則

規 則 第 57 号

令和 5 年 9 月 27 日

犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例施行規則及び熊本市繁華街等安全安心パトロール指導員の設置に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例施行規則及び熊本市繁華街等安全安心パトロール指導員の設置に関する規則の一部を改正する規則

(犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例施行規則の一部改正)

第 1 条 犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例施行規則（平成 18 年規則第 85 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条（見出しを含む。）中「第 3 条第 5 号」を「第 2 条第 7 号」に改め、同条第 3 号中「同条第 4 項」を「同条第 3 項」に改める。

第 3 条から第 6 条までを削る。

第 7 条の見出し中「熊本市安全安心まちづくり推進協議会」を「熊本市犯罪のない安全安心まちづくり推進協議会」に改め、同条中「協議会」を「条例第 15 条に規定する熊本市犯罪のない安全安心まちづくり推進協議会(以下「協議会」という。)」に改め、同条第 2 号中「地域の安全のための活動を自主的に」を「安全安心まちづくりに関する自主的な活動を」に改め、同条を第 3 条とし、第 8 条を第 4 条とし、第 9 条から第 12 条までを 4 条ずつ繰り上げる。

(熊本市繁華街等安全安心パトロール指導員の設置に関する規則の一部改正)

第 2 条 熊本市繁華街等安全安心パトロール指導員の設置に関する規則（平成 25 年規則第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 18 条のパトロール等」を「第 13 条第 1 項に規定するパトロール（繁華街等において実施するものに限る。）」に改める。

第 2 条第 1 号を次のように改める。

(1) 次に掲げる行為に関して重点的にパトロールを行い、当該行為が発生していると認める場合又は発生するおそれがあると認める場合は、当該行為が違法であること又はそのおそれがあることを指摘することにより注意を促し、必要に応じて警察等に通報すること。

ア 違法と認められる路上喫煙又はポイ捨て

イ 自転車等及び自動二輪車の違法と認められる歩行者用道路への乗り入れ又は放置行為

ウ 違法と認められる客引き行為等

エ 通行の妨げ等になる違法と認められる看板等の設置、表示等

第 2 条第 2 号及び第 3 号を削り、同条第 4 号を同条第 2 号とし、同条第 5 号中「前各号」を「前 2 号」に改め、同号を同条第 3 号とする。

第 3 条及び第 4 条を削る。

第 5 条中「第 2 条」を「前条」に改め、同条を第 3 条とし、第 6 条を第 4 条とする。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第 3 条関係）

第 号	
熊本市繁華街等安全安心パトロール指導員証	
写 真	所属 氏名 年 月 日生
上記の職員は、熊本市繁華街等安全安心パトロール指導員の設置に関する規則第 1 条に規定する熊本市繁華街等安全安心パトロール指導員であることを証明する。	
年 月 日	熊本市長 印

備考 裏面に熊本市繁華街等安全安心パトロール指導員の設置に関する規則第

1 条及び第 3 条の規定を記載する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条中犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例施行規則第 2 条第 3 号の改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

規 則 第 58 号

令和 5 年 9 月 28 日

熊本市会計年度任用業務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市会計年度任用業務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

熊本市会計年度任用業務職員の給与に関する規則（令和 2 年規則第 29 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「138, 900」を「146, 200」に、「139, 700」を「146, 700」に、「140, 500」を「147, 200」に、「141, 300」を「147, 700」に、「142, 100」を「148, 200」に、「143, 000」を「148, 700」に、「143, 900」を「149, 200」に、「144, 700」を「149, 700」に、「145, 500」を「150, 200」に、「146, 400」を「150, 700」に、「147, 300」を「151, 200」に、「148, 200」を「151, 700」に、「149, 100」を「152, 200」に、「150, 100」を「152, 700」に、「151, 100」を「153, 200」に、「152, 100」を「153, 700」に、「153, 100」を「154, 200」に、「154, 300」を「155, 100」に、「155, 500」を「156, 000」に、「156, 700」を「156, 900」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

規 則 第 59 号

令和 5 年 9 月 28 日

熊本市業務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市業務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

熊本市業務職員の給与に関する規則（平成19年規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「138, 900」を「146, 200」に、「139, 700」を「146, 700」に、「140, 500」を「147, 200」に、「141, 300」を「147, 700」に、「142, 100」を「148, 200」に、「143, 000」を「148, 700」に、「143, 900」を「149, 200」に、「144, 700」を「149, 700」に、「145, 500」を「150, 200」に、「146, 400」を「150, 700」に、「147, 300」を「151, 200」に、「148, 200」を「151, 700」に、「149, 100」を「152, 200」に、「150, 100」を「152, 700」に、「151, 100」を「153, 200」に、「152, 100」を「153, 700」に、「153, 100」を「154, 200」に、「154, 300」を「155, 100」に、「155, 500」を「156, 000」に、「156, 700」を「156, 900」に改める。

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。